

別紙（規則第6条及び第7条関係）

国立大学法人山口大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する規則 における教育学部附属幼稚園の留意事項

国立大学法人山口大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する規則（以下「規則」という。）第6条及び第7条に定める教育学部附属幼稚園の留意事項は、以下のとおりとする。

第1 不当な差別的取扱いに関する例（規則第6条関係）

規則第3条第1項及び第2項のとおり、不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、個別の事案ごとに判断されることとなるが、正当な理由がなく、不当な差別的取扱いに該当すると考えられる例及び正当な理由があるため、不当な差別的取扱いに該当しないと考えられる例は、次のとおりである。

なお、ここに記載する内容はあくまでも例示であり、これらの例だけに限られるものではないこと、正当な理由があり不当な差別的取扱いに該当しない場合であっても、合理的配慮の提供を求められる場合には別途の検討が必要とするものがあることに留意すること。

また、障害者が、教育学部附属幼稚園（以下「本園」という。）における教育その他本園が行う活動への参加を検討するために有効な環境や配慮に関する情報を事前に提供するように努めること。そのうえで、規則第3条第2項のとおり、教職員は、正当な理由により配慮を行うことが難しいと判断した場合には、障害者にその理由を丁寧に説明し、理解を得るように努めなければならない。その際、教職員と障害者の双方が、お互いに相手の立場を尊重しながら相互理解を図ることが求められる。

○正当な理由がなく、不当な差別的取扱いに該当すると考えられる例 （以下、例示）

- ・ 障害があることを理由に、受験を拒否すること。
- ・ 障害があることを理由に、入園を拒否すること。
- ・ 障害があることを理由に、保育を拒否すること。
- ・ 障害があることを理由に、遠足、園外活動等への参加を拒否すること。
- ・ 障害があることを理由に、事務窓口等での対応順序を劣後させること。
- ・ 障害があることを理由に、式典、行事、説明会への参加を拒否すること。
- ・ 障害があることを理由に、施設等の利用やサービスの提供を拒否すること。
- ・ 手話通訳など、適切な情報保障手段を用意できないからという理由で、障害のある幼児等の保育や、活動等への参加を拒否すること。
- ・ 障害の種類や程度、サービス提供の場面における本人や第三者の安全性などについて考慮することなく、一律にあるいは漠然とした安全上の問題を理由に園内の施設利用を拒否又は制限すること。

第2 合理的配慮に関する例（規則第7条関係）

合理的配慮は、不特定多数の障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、必要な人材の配置、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。その内容は、規則第3条第3項及び第4項のとおり、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的状況等に応じて異なり、多様かつ個別性が高いものであり、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応する必要があるが、例としては、次に掲げるとおりである。

なお、これらの例はあくまでも例示であり、ここに記載する例以外も合理的配慮に該当するものがあること、また、個別の事案ごとに判断することが必要であることに留意すること。

また、在園生の保育上の配慮に関しては、学級担任、特別支援教育コーディネータと本人・保護者との対話による合意形成が困難である場合は、特別支援教育に関する園内委員会で協議すること。さらに、規則第3条第4項のとおり、教職員は、過重な負担に当たると判断した場合には、障害者にその理由を丁寧に説明し、理解を得るよう努めなければならない。その際には、教職員と障害者の双方が、お互いに相手の立場を尊重しながら、建設的対話を通じて相互理解を図り、代替措置の選択も含めて柔軟に対応を検討することが求められる。

○合理的配慮に当たり得る物理的環境への配慮の例

（以下、例示）

- ・車椅子利用者のためにキャスター上げ等の補助をし、又は段差に携帯スロープを渡す等の工夫をすること。
- ・遊戯室や、園庭等の施設・設備を、他の幼児等と同様に利用できるように改善に努めること。
- ・移動に困難のある幼児等のために、所属する保育室に近い位置に駐車場を確保すること。
- ・聴覚過敏の幼児等のために保育室の机・椅子の脚に緩衝材を付けて雑音を軽減すること。
- ・視覚情報の処理が苦手な幼児等のために黒板周りの掲示物等の情報量を減らすこと。
- ・障害特性により、保育中、頻回に離席の必要がある幼児等について、座席位置を出入口の付近に確保すること。
- ・移動に困難のある幼児等が所属する学級で、使用する保育室をアクセスしやすい場所に変更すること。
- ・易疲労状態の幼児等からの別室での休憩の申し出に対し、休憩室の確保に努めるとともに、休憩室の確保が困難な場合、教室内に長いすを置いて臨時的休憩スペースを設けること。
- ・視覚障害の幼児等からトイレの個室を案内するよう求めがあった場合に、求めに

応じてトイレの個室を案内すること、その際、同性の教職員がいる場合は、幼児等の希望に応じて同性の職員が案内すること。

○合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の例

(以下、例示)

- ・ 保育や行事等のさまざまな機会において、手話通訳などの情報保障に努めること。
- ・ ことばの聞き取りや理解・発声・発語等に困難を示す幼児等のために、必要なコミュニケーション上の配慮を行うこと。
- ・ 教材等の印刷物にアクセスできるよう、幼児等の要望に応じて電子ファイルや点字・拡大資料等を提供すること。
- ・ 聞き取りに困難のある幼児等が所属している学級で、保育前後に視聴覚教材の貸出しを行うこと。
- ・ 状況に応じて、保育中教員が使用する資料を事前に保護者等に提供し、事前に一読したり、読みやすい形式に変換したりする時間を与えること。
- ・ 障害のある幼児等で、視覚情報が優位な者に対し、矢印やイラスト等で視覚的に明示し、わかりやすく伝えること。
- ・ 間接的・抽象的な表現が伝わりにくい場合に、より直接的・具体的な表現を使って説明すること。
- ・ 入園選考または保育関係において、注意事項や指示を、口頭で伝えるだけでなく文書や黒板に書いて示すなど、視覚的な情報として伝達すること。

○ルール・慣行の柔軟な変更の例

(以下、例示)

- ・ 入園選考等において、個々の幼児等の障害特性に応じて、選考時間を延長したり、別室受験や支援機器の利用、点字や拡大文字の使用、休憩時間の調整等を認めたりすること。また、選考の成績評価において、本園本来の教育目標と照らし合わせ、公平性を損なわない範囲で柔軟な評価方法を検討すること。
- ・ 外部の人々の立ち入りを禁止している施設等において、安全性や情報セキュリティを確認したうえで、介助者等の立ち入りを認めること。園外の介助者の立ち入りが難しいと判断する場合は、園内介助者の配置を検討すること。
- ・ 行事等において、適宜休憩を取ることを認めたり、休憩時間を延長したりすること。
- ・ 移動に困難のある幼児等に配慮し、車両乗降場所を保育室の出入り口に近い場所へ変更すること。
- ・ 聞こえにくさのある幼児等に対し、園内放送の音質・音量を調節したり、文字による代替措置を用意したりすること。
- ・ 保育や説明会等において、公開範囲や管理要領を確認した上で、状況に応じて、ＩＣレコーダー等を用いた授業の録音、板書の写真撮影を認めること。
- ・ 不随意運動等により特定の作業が難しい障害者に対し、保育等の目的に適う範囲で教職員や支援員を配置して作業の補助を行うこと。

- ・感覚過敏等がある幼児等に、サングラス、イヤーマフ、ノイズキャンセリングヘッドフォン等の着用を認めること。
- ・学級内で、教師や板書・スクリーン等に近い席を確保すること。
- ・肢体不自由や慢性的な病気等のために他の幼児等と同じように運動ができない幼児等々に対し、運動量を軽減したり、代替できる運動を用意したりするなど、障害・病気等の特性を理解し、過度に予防又は排除することなく、参加するための工夫をすること。
- ・保育に介助者が必要な場合には、介助者の入室を認めること。

また、合理的配慮の提供義務違反に該当すると考えられる例としては、次のようなものがある。なお、記載されている内容はあくまでも例示であり、合理的配慮の提供義務違反に該当するか否かについては、個別の事案ごとに判断することが必要であることに留意する。

○合理的配慮の提供義務違反に該当すると考えられる例

(以下、例示)

- ・入園選考等において、筆記が困難なためデジタル機器の使用を求める申出があつた場合に、デジタル機器の持込みを認めた前例がないことを理由に、必要な調整を行うことなく一律に対応を断ること。
- ・視覚障害の幼児等が、点字ブロックの無いイベント会場内の移動に必要な支援を求める場合に、「何かあったら困る」という抽象的な理由で具体的な支援の可能性を検討せず、参加や支援を断ること。
- ・幼児等が、介助者と共に更衣室を利用することを希望した場合に、空いている教室など代替施設を検討することなく、設備がないという理由で対応を断ること。

さらに、環境の整備は、不特定多数の障害者向けに事前的改善措置を行うものであるが、合理的配慮は、環境の整備を基礎として、その実施に伴う負担が過重でない場合に、特定の障害者に対して個別の状況に応じて講じられる措置である。したがって、各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なることとなる。合理的配慮の提供と環境の整備の関係に係る例は、次のとおりである。

○合理的配慮の提供と環境の整備の関係に係る例

(以下、例示)

- ・障害者差別解消の推進を図るための教職員への研修を実施（環境の整備）するとともに、教職員が、幼児等一人一人の障害の状態等に応じた配慮を行うこと（合理的配慮）
- ・講演会等で、情報保障の観点から、手話通訳者を配置したり、スクリーンへ文字情報を提示したりする（環境の整備）とともに、申し出があつた際に、手話通訳者や文字情報が見えやすい位置に座席を設定すること（合理的配慮）